

最高裁規則

○最高裁判所規則第十四号

令和七年十月二十二日

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則
(昭和五十四年最高裁判所)

次の表によれば、改正前闇に掲げる規定の旁線を付し又は破線で囲んだ部分を二つに括ることとする。

後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のようにより改め、改正後欄に掲げるその標記部

二重旁観を守ることを規定（以下「対象規定」と呼ぶ）は、これを加える。

卷之三

（申立ての取下げの通知等）

（申立ての取下げの通知等）

第一百九十三条 法第二百五十五条第一項、法第二百六条第一項若しくは法第三百二十二条第一項若しくは法第三百八十二条第一項に規定する決定の告知を受けるべきは、裁判所書記官は、法第二百五十五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは法第三百八十二条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知し、

3 第二条第一項の規定にかかるわらず、法第二百八十六条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人 同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五十五条第一項又は法第二百六十五条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければ

3 第二条第一項の規定にかかるわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。

第三節

新設

(扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立書の記載事項の特例)
第一百九十四条 法第六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第六十九十七条第一項の規定による財産開示手続の申立てには、第八十二条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請

2 |

二 | 求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

二 | 債権の一部を差し押さえる場合にはあつては、その範囲

前項の申立書には、できる限り、債務者

21
二 債権の一書を差し押さえる場合においては、その範囲
前項の申立書には、できる限り、債務者の
氏名の振り仮名、生年月日及び性別その
他の債務者の特定に資する事項を記載しな
ければならない。ただし、債権者が法第百五

六十七条の十七第二項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

4

3

前二項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第百九十七条第二項の規定による財産開示手続の申立書について準用する。

4

法第六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、法第八十七条第一項各号に掲げる事項には、法第八十七条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

前項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

5

（法第六十七条の十七第二項の規定による裁判を告知すべき者の範囲等）

第一百九十五条 第百八十八条の規定は法第六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による裁判について、法第六十七条の十七第三項において準用する法第二百八条第一項」と、同条第二項中「同条中「同項」とあるのは「法第六十七条の十七第三項において準用する法第六十七条の十七第三項」と読み替えるものとする。

八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第二百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2

第一百九十三条第二項及び第三項の規定は、法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判について準用する。この場合において、法第二百六十三条第三項中「同項に規定する決定」とり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第二百三条」と、同条第三項中「同項に規定する決定」とり、「法第二百五条第一項又は法第二百六十七条第二項（法第二百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

第一百九十七条

法第二百六十七条の十七第一項

の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第二百九十七条第一項の申立てに係る手続の実施又は法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第二百六十七条の十七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義の正本を送付するとともに、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（法第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）に関する事項又は法第二百六条第一項各号に定める事項（次条において「開示事項等」という。）を通知するものとする。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

21 前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第十八条の二の規定により事件特定情報の提供があつたときは、することを要しない。

第一百九十八条 法第百九十三条第二項において準用する法第六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第六十七条第二項の申立てに係る手続の実施又は法第一百九十三条第二項において準用する法第六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第二項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第一百九十三条第二項において準用する法第六十七条各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、一般の先取特権を有することを証する文書を送付するとともに、開示事項等を通知しなければならない。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

（法第六十七条の十七第六項に規定する申出の方式等）

第一百九十九条 法第六十七条の十七第六項（法第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出は、書面でしなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第一百九十七条第二項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

最高裁判所長官 今崎 幸彦

法規的告示

○農林水産省告示第五百四十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月二十二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めることとする。

場	改		前
	正	後	
熊本県家畜市	熊本県畜産農	熊本県菊池郡	農林水産大臣 小泉進次郎
業協同組合	大津町	業協同組合連 大津町	熊本県菊池郡

○經濟産業省告示第九号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十一月経済産業省告示第八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

○・四二二とする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

○・四二二とする。

この告示は、公布の日から施行する。

○經濟産業省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表示した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表示した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

この規則は、令和六年法律第三十三号の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第一百九十七条第二項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第一百九十七条第二項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和七年十月二十二日

温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)第三条第一項第一号の規定に基づき、ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムを表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1 ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

(次のよう)は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。)

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができる場合には、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合には、二・〇五とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)第三条第一項第一号の規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件(令和六年十二月環境省告示第十号)の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)第三条第一項第一号の規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において燃料として使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1 热供給事業者及び热供給事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

(次のよう)は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。)

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合には、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合には、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合には、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合には、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六四号)第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十一日

消防庁長官 大沢 博

A E-⑪-1327 東洋紡水工業株式会社
A F E-⑫-1328 株式会社昭栄美術
B-㉙-1330 アドコスマック株式会社
C D F E-⑬-7135 キングラン株式会社
E-⑭-48182 株式会社Soat
E-⑯-48193 株式会社Leading Property Management

E-⑪-48201 株式会社デルタワーク
E-⑯-48203 株式会社本田企画
E-⑫-48207 株式会社Think
E-⑪-48197 株式会社Sun.G
E-⑫-48210 有限会社柏内装
E-⑯-48213 有限会社ミキ装飾
E-⑮-48212 株式会社中九郎装飾
E-⑪-48224 株式会社インテリアキムラ
E-⑯-48225 株式会社Roomer
E-⑯-48205 株式会社いと
E-⑯-48219 青木 崇
E-⑯-48195 株式会社レクショソ
E-⑯-48198 合同会社RoomTour
E-⑯-48209 青木 修
E-⑯-48220 有限会社ユーキランドハウ
ス
E-⑯-48194 遠藤 幸政
E-⑯-48179 有限会社ライフスタイル
E-⑯-48181 ナイガイ株式会社
E-⑯-48190 高江洲朝規
E-⑯-48190 合同会社琉球Free style
E-⑯-48191 尾石室内装飾株式会社
E-⑯-48216 原 悠哉
E-⑯-48196 鈴木 伸行
E-⑯-48211 下山 賢二
E-⑯-48215 仲村 国也
E-⑯-48204 有限会社佐藤住宅建設
E-⑯-48238 尾形 彰太
E-⑯-48206 株式会社R C L I F E

そ の 他 告 示

○総務省告示第三百四十六号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、

令和五年総務省告示第二百九十一号(電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者を指定する件)の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日 総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め。

改	正	後
改	正	前
[一~八 略]	[一~八 同上]	九 株式会社エヌ・ティ・ティ東日本
九 株式会社エヌ・ティ・ティ東日本	[一~八 同上]	[一~八 略]

備考 表中の〔〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六四号)第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十一日

消防庁長官 大沢 博

A E-⑪-1327 東洋紡水工業株式会社
A F E-⑫-1328 株式会社昭栄美術
B-㉙-1330 アドコスマック株式会社
C D F E-⑬-7135 キングラン株式会社
E-⑭-48182 株式会社Soat
E-⑯-48193 株式会社Leading Property Management

E-⑪-48201 株式会社デルタワーク
E-⑯-48203 株式会社本田企画
E-⑫-48207 株式会社Think
E-⑪-48197 株式会社Sun.G
E-⑫-48210 有限会社柏内装
E-⑯-48213 有限会社ミキ装飾
E-⑮-48212 株式会社中九郎装飾
E-⑪-48224 株式会社インテリアキムラ
E-⑯-48225 株式会社Roomer
E-⑯-48205 株式会社いと
E-⑯-48219 青木 崇
E-⑯-48195 株式会社レクショソ
E-⑯-48198 合同会社RoomTour
E-⑯-48209 青木 修
E-⑯-48220 有限会社ユーキランドハウ
ス
E-⑯-48194 遠藤 幸政
E-⑯-48179 有限会社ライフスタイル
E-⑯-48181 ナイガイ株式会社
E-⑯-48190 高江洲朝規
E-⑯-48190 合同会社琉球Free style
E-⑯-48191 尾石室内装飾株式会社
E-⑯-48216 原 悠哉
E-⑯-48196 鈴木 伸行
E-⑯-48211 下山 賢二
E-⑯-48215 仲村 国也
E-⑯-48204 有限会社佐藤住宅建設
E-⑯-48238 尾形 彰太
E-⑯-48206 株式会社R C L I F E

E-29-48223
E-40-48222
E-40-48237
E-14-48200
E-3-48217
E-12-48229
E-14-48230
E-12-48232
E-9-48245
E-1-48247
E-23-48202
E-13-48227
E-42-48236
E-20-48244
E-22-48248
E-47-48256
E-1-48235
E-11-48241
E-1-48249
E-1-48218
E-15-48243
E-4-48254
E-42-48255
E-36-48257
E-13-48250
E-27-48259
E-14-48252
E-7-48234
E-13-48246
E-13-48253
E-33-48260
E-47-48258
E-11-48266
E-40-48270
E-7-48261
E-27-48267
E-40-48268
E-47-48239
E-7-48251
E-3-48263
E-13-48265
E-30-48276
E-27-48277
E-40-48275

株式会社インテリア後田
株式会社黒木インテリア
株式会社アシスト企画
株式会社ビッグライズ
トータルアップ株式会社
山口 芳明
株式会社ジャパングリーン
プロモート
株式会社ウインドインテリア
室井 渉
有限会社大河堂
日永田晋吾
有限会社井口内装
城戸 勝也
株式会社インテリア魚住
有限会社マイスター
古堅 聰
菅谷 博之
株式会社NEGAiO
有限会社ディー・ドレープ
石川 岳
仲川雄一郎
株式会社アム店裝
ノワ株式会社
合同会社山岡企画
株式会社M I R O K
株式会社コネクション
宿谷 悠美
株式会社V-Arks
當山 亨
株式会社坂信装飾
川上 司
株式会社山城内装
E T G 株式会社
江口 純
株式会社ピトアスホール
ディングス
大山観光株式会社
本野 成信
有限会社クボデザインオ
フィス
株式会社シバ
細田 保
株式会社Aspect
木村 定生
S U Z U K I C L O T H
株式会社
森内 史也

E-15-48262
E-47-48269
E-2-48272
E-27-48293
E-13-48271
E-10-48278
E-2-48286
E-23-48290
E-11-48288
E-30-48295
E-19-48280
E-15-48282
E-1-48284
E-30-48294
E-46-48292
E-23-48301
E-30-48303
E-12-48264
E-10-48279
E-13-48287
E-23-48302
E-27-48304
E-1-48291
E-40-48298
E-19-48281
E-14-48285
E-13-48296
E-12-48297
E-20-48308
E-34-48310
E-23-48300
E-32-48311
E-13-48299
E-6-48305
E-1-48309
E-24-48274
E-1-48314
F-40-1753
F-46-1754
F-11-1756
F-26-1757
F-23-1758
F E-27-1749
F E-18-1751
F E-33-1752
F E-1-1759

ハーバーサクラ内装株式会
社
株式会社ロータリー家具店
楠 淳
株式会社ブリブラにじゅう
いち
合同会社浜名
株式会社スリービルド
R E N O X 株式会社
合資会社酒井ふとん店
株式会社インテリア澤田
早水 康朗
白須 光起
古俣 進
株式会社装飾企画
株式会社インテリアほそか
わ
水流 大輔
有限会社インテリア服部
中川 達男
株式会社 I N T E R E A L
有限会社C & M
株式会社ウラベ工芸
株式会社 I G T
株式会社きむら工務店
須藤 和弘
Shine Rush株式会社
株式会社山梨B A S E
株式会社KRLab
株式会社インテリアララ
林 理
南澤祐三子
株式会社ビーカム
株式会社コロナファシリ
ティーズ
江川 健次
有限会社森田豊内装店
有限会社インテリア雅
スペース・ラボ・イトウ合
同会社
株式会社H A R U
池田 博紀
富士通商株式会社
株式会社ケイ・ティー
株式会社A C E
株式会社T & W
株式会社J N G
株式会社グラント
株式会社アサヒレース
I S P 環境開発株式会社
株式会社高倉

○農林水産省告示第千五百四十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年十月二十二日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 岐阜県本巣市根尾越波字
岩ノ子西方一六六の一
二 指定の目的 水源の涵養
三 (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の
ものとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
四 (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐
阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覽に供す
る。
○農林水産省告示第千五百四十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年十月二十二日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 岐阜県中津川市馬籠四〇
六七の二(次の図に示す部分に限る)
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の
ものとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
四 (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所
に備え置いて縦覽に供する。

○農林水産省告示第千五百四十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年十月二十二日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 岐阜県下呂市小坂町岩崎
字カンジキハケ三四二
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の
ものとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐
阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覽に供す
る。
○農林水産省告示第千五百四十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年十月二十二日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 宮崎県兒湯郡西米良村大
字横野字源治小屋三一一の一、三一一の四
二 指定の目的 水源の涵養
三 (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の
ものとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮
崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覽に供す
る。

官 庁 報 告

官厅事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年3月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月22日

農林水產大臣 小泉進次郎

国営田沢二期土地改良事業（農業用用排水） 国営竜西土地改良事業（国営施設応急対策） 国営湖東平野土地改良事業（農業用用排水）

國家試驗

令和7年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和五十九年總理府令第五号）第一条の二の規定に基づき、令和7年11月23日に実施する令和7年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

文部科学大臣 阿部 俊子

試驗地 試 驗 會 報

北海道 北海道大学札幌キャンパス高等教育推進機構 札幌市北区北17条西8丁目

宮城県 サンフェスタ 仙台市若林区卸町2丁目15番地2

東京都 大正大学巣鴨キャンパス 豊島区西巣
鴨3丁目20番1号

東京工科大学蒲田キャンパス 大田区
西蒲田5丁目23番22号
日本大学経済学部3号館 千代田区西
神田1丁目2番5号

日本大字経済字部本館 三崎町1丁目3番2号

日本入子三軒茶屋ヤンハス 世田谷
区下馬3丁目34番1号

明治大学和泉キャンパス 杉並区水橋
1丁目9番1号

新潟県 新潟市中央区水道町1
新潟県立大学金沢八景キャンパス
〒951-8514 新潟市金沢区瀬戸22番2号

新潟県新潟市中央区水道町1
丁目5939番地

愛知県	愛知大学名古屋キャンパス 名古屋市中村区平池町4丁目60番6号	住所 大阪府寝屋川市 任敏浩 昭和62年7月4日生	住所 千葉県市原市 金応里 昭和53年2月13日生
大阪府	大阪商業大学 東大阪市御厨栄町4丁目1番10号 マイドームおおさか 大阪市中央区本町橋2番5号 森ノ宮医療大学 大阪市住之江区南港北1丁目26番16号	住所 川崎市多摩区 徐天佑 平成元年2月17日生 住所 福岡市早良区 馮君 昭和50年8月11日生 陳毅帆 平成26年9月30日生	住所 静岡市葵区 張廖康雄 昭和54年3月20日生 住所 埼玉県八潮市 梁漣 昭和52年6月22日生 住所 岐阜県可児市 バラシアン・マラウ 昭和63年10月16日生
広島県	広島工業大学専門学校 広島市西区福島町2丁目1番1号	住所 東京都新宿区 陳宗瑤 昭和48年12月5日生	住所 川崎市高津区 李葉青 平成4年6月10日生
香川県	四国電力株式会社総合研修所 高松市屋島西町1850番地1 高松大学 高松市春日町960番地	住所 東京都品川区 林君怡 昭和48年12月29日生 陳映奴 平成12年11月2日生	住所 横浜市南区 嚴史鎔 昭和43年3月12日生 金純香 昭和48年4月26日生
福岡県	九州産業大学 福岡市東区松香台2丁目3番1号	住所 東京都品川区 陳宗輝 昭和50年8月5日生	嚴泰 平成10年2月4日生 嚴颯 平成13年3月2日生 嚴鈴 平成16年8月17日生
沖縄県	ノボテル沖縄那覇 那覇市松川40番地	住所 名古屋市中川区 文孝幸 昭和45年5月3日生 金美香 昭和49年4月5日生 文萌子 平成16年5月25日生	住所 岡山市南区 金英美 昭和37年8月2日生
滋賀県如水園緑園11+叶 左記の種の母艦は迷彩用長圓を表す。ト モウスケル。		住所 広島市中区 文克憲 平成13年3月10日生	住所 奈良市 李相鉄 昭和30年6月19日生
今井十郎11+11+11		住所 東京都文京区 マ・ケイタ 昭和45年12月31日生	朴初美 昭和31年10月14日生
住所 東京都港区	卓美如 昭和55年9月8日生	住所 東京都八王子市 金紅艶 昭和49年5月30日生	住所 奈良県大和郡山市 金順玉 昭和27年3月2日生
住所 福岡市南区	グエン・クオック・ビエット 平成5年2月4日生	住所 東京都昭島市 李致寛 昭和62年8月27日生	住所 東京都北区 クララトナ・ムディヤンセーラーゲ・ダヤン・マノージュ・クマーラ 平成5年2月6日生
住所 東京都千代田区	楊霄 平成元年9月3日生	住所 大阪市住之江区 アウン・ミョウ・バイン 昭和60年1月20日生	住所 東京都江戸川区 徐蘇 昭和58年8月16日生
住所 東京都千代田区	方辰 平成4年4月18日生	住所 静岡県湖西市 フェルナンダ・カエライネ・テオトニオ・ナカムラ 平成15年3月8日生	住所 東京都中野区 阿布列孜米爾扎提 平成2年2月13日生
住所 東京都千代田区	楊絢甯 令和5年5月30日生	住所 熊本県菊池郡大津町 アルフォンサ・デ・ヘスス・トン・アマシフェン 昭和45年10月8日生	住所 静岡県三島市 ディペンドラ・ラジ・ハウデラ 昭和54年3月26日生
住所 熊本市東区	安広哲 昭和56年11月27日生	住所 千葉県成田市 劉金融 平成2年3月15日生	サリタ・ウバダヤイ・ハウデラ 平成元年8月18日生
住所 熊本市東区	安美馨 平成25年4月20日生	住所 千葉県成田市 ロレナ・レベッカ・アンタイ・コガ 平成10年8月29日生	サミリディ・ハウデラ 平成29年1月5日生
住所 熊本市東区	安莉馨 平成27年5月23日生	住所 東京都小平市 マリア・クリスティーナ・ラブス・ヨネヤマ 昭和51年5月3日生	サヤカ・ハウデラ 令和2年9月10日生
住所 岡山県倉敷市	馮偉 昭和38年10月8日生	住所 静岡県沼津市 ジット・バハドゥル・タマン 平成2年11月25日生	住所 東京都墨田区 堯俊鈞 平成4年6月10日生
住所 沖縄県宜野湾市	郝偉 昭和59年5月30日生	住所 静岡県御殿場市 キヨウコ・ギリアナ・フェレイラ・カトウ・デ・ヨナハ 昭和57年6月22日生	住所 大分市 金基珠 昭和54年6月8日生
住所 長野県北佐久郡軽井沢町	張悦 昭和50年10月14日生	住所 大阪市此花区 金玉蓮 昭和30年10月9日生	住所 大阪市北区 玄愛里 昭和58年5月22日生
住所 熊本市東区	インデウシル・イワタ・ジョセリン 昭和50年9月18日生	住所 大阪市北区	
住所 沖縄県宮古島市	アイミ・フェレール・ガラング 平成3年9月19日生		

住所 大阪府交野市
金美薰 平成13年9月17日生
住所 大阪府枚方市
文敬鎬 昭和44年12月23日生
住所 大阪市西区
文小百合 平成7年11月22日生
住所 大阪市北区
趙祐華 平成2年8月9日生
住所 大阪市中央区
趙千華 平成5年9月3日生
住所 大阪府交野市
宋礼子 昭和50年8月18日生
住所 大阪府東大阪市
金成振 平成8年6月18日生
住所 大阪市生野区
金里紗 昭和57年12月10日生
金衣知花 平成25年12月20日生
住所 大阪府松原市
金美江 昭和48年2月6日生
住所 堺市堺区
金恩秀 昭和49年3月27日生
住所 京都市左京区
何佳曦 平成5年3月11日生
住所 京都市伏見区
田温克 平成元年10月5日生
梁衛偉 平成元年6月19日生
田欣然 平成29年2月3日生
田祐美 令和4年12月12日生
住所 京都市南区
尹政雄 昭和17年6月13日生
住所 大阪府豊中市
朴日文美 平成5年12月23日生
住所 京都市南区
郭里美 昭和53年12月2日生
放送告示部紙面111号
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和61年法律第66号)第九条の規定に基づき、次の者に對し、中華人民共和国において弁護士に相談する資格を取得してゐる者として外国法事務弁護士による資格を承認した。
令和七年十月二十一日
法務大臣 鈴木 醍祐
氏名 李 峰
生年月日 千九百七十七年五月二十六日

公 告

譲 備 項

商業登記抹消公告

本店 札幌市北区北二十条西四丁目2番12—502号

商号 株式会社メイプルエナジー

上記に係る平成26年5月22日受付第9499号で登記した取締役退任登記は、令和7年2月26日第3462号の取締役就任登記抹消により、商業登記法第134条第1項第2号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から1か月以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第2項の規定により公告する。

令和7年10月22日

札幌法務局民事行政部法人登記部門

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年9月29日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 破産者 ライブディック株式会社 古屋 靖公 破産管財人弁護士 大友 健治 宮城県仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13—5 土木交通大臣許可(特-03)第28266号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可)

4 処分の原因となった事実 令和7年9月29日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40283号

札幌市南区真駒内泉町3丁目4—22

申立人 戸田 康

本籍北海道石狩郡当別町弥生109番地107、最後の住所北海道石狩郡当別町弥生109番地107、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年10月5日、出生の場所北海道石狩郡当別町、出生年月日昭和33年2月19日、職業無職

被相続人 亡 菅野あけみ

札幌市中央区北2条西10丁目植物園グランドハイツ東棟4階 弁護士法人上野・横山・渡法律事務所

相続財産清算人 上岡由紀子

催告期間満了日 令和8年4月30日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40296号

神奈川県茅ヶ崎市代官町6番63号石渡テラス102

申立人 入村 伸明

本籍北海道函館市元町29番地、最後の住所札幌市北区麻生町1丁目7番22—102号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和24年7月25日、職業無職

被相続人 亡 三藤 節子

札幌市中央区南1条西10丁目4番地167 南一条法務税務センター9階 中島・野口法律事務所

相続財産清算人 小倉 泰彦

催告期間満了日 令和8年4月30日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第7090号

静岡県御前崎市佐倉4796番地の3 A. P S t a b e II—202号

申立人 谷村 克彦

本籍静岡県富士市三ツ沢269番地1、最後の住所静岡県富士市富士岡367番地ルネッセ花守102号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和40年11月27日、職業会社員

被相続人 亡 谷村 和徳

静岡県富士市伝法2878番地の20弁護士法人杉山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉山 亮

催告期間満了日 令和8年5月25日

静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第6043号

長野県佐久市小田井388番地グロリオーサB—102

申立人 正木 普

本籍静岡県伊東市岡1371番地15、最後の住所静岡県伊東市岡1371番地の15、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和5年3月5日、出生の場所静岡県田方郡伊東町、出生年月日昭和12年4月20日、職業無職

被相続人 亡 正木 守

静岡県沼津市三園町2番29号小川・重光法律事務所

相続財産清算人 田上 悠

催告期間満了日 令和8年5月29日

静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第7471号

東京都港区南青山2丁目6番21号

申立人 楽天カード株式会社

本籍愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘100番地3、最後の住所愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘100番地3 本地ヶ原住宅6—105、死亡の場所名古屋市昭和区、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和35年12月22日、職業不明

被相続人 亡 庄司 一

事務所愛知県尾張旭市東大道町原田2498番地5尾張旭駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山 葉子

催告期間満了日 令和8年5月11日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7595号
名古屋市北区池花町293番地
申立人 玉井 順三
本籍名古屋市天白区西入町12番地、最後の住所名古屋市天白区西入町12番地、死亡の場所名古屋市熱田区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所岐阜県郡上郡白鳥町、出生年月日昭和7年1月7日、職業無職
被相続人 亡 玉井 馨
事務所名古屋市北区平安2丁目1-10 第5水光ビル3階 弁護士法人名古屋北法律事務所
相続財産清算人 弁護士 新山 直行
催告期間満了日 令和8年5月15日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7650号
愛知県春日井市岩成台7丁目4番地28
申立人 松本 有起
本籍愛知県春日井市上条町5丁目3953番地22、最後の住所愛知県春日井市上条町5丁目3953番地22、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和7年5月30日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和20年1月4日、職業自営業
被相続人 亡 上本野照雄
事務所名古屋市中区丸の内2丁目8番11号セブン丸の内ビル4階 浅賀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坪井 梨奈
催告期間満了日 令和8年5月28日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第3071号
滋賀県彦根市甲崎町77番地
申立人 山村 满
本籍滋賀県彦根市甲崎町39番地2、最後の住所滋賀県彦根市甲崎町39番地、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和7年5月25日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和9年4月16日、職業無職
被相続人 亡 山村 芳枝
滋賀県彦根市大東町9番16号 上野ビル本館4階
相続財産清算人 弁護士 上野心太郎
催告期間満了日 令和8年5月26日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第12211号
兵庫県芦屋市山手町21番11号
申立人 三田 在茂

本籍京都市南区上鳥羽菅田町67番地、最後の住所京都市伏見区竹田狩賀町165番地23、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和6年12月2日、出生の場所京都市南区、出生年月日昭和38年5月10日、職業自営業
被相続人 亡 田中 俊彦
事務所京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル10階 富士パートナーズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 哲也
催告期間満了日 令和8年5月7日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第1475号
京都市伏見区淀本町173-12 シャトー淀城公園403
申立人 西村 仁志
申立人手続代理人弁護士 中川 龍也
本籍京都市下京区木津屋橋通油小路東入南町503番地、最後の住所京都市伏見区淀美豆町283番地 ケアハウスいづみ407号、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和16年2月18日、職業無職
被相続人 亡 松田 孝
事務所京都市下京区四条通新町東入月鉢町62住友生命京都ビル8階 京都みらい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富山 はな
催告期間満了日 令和8年5月7日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第80993号
大阪市東淀川区上新庄3-1-2
申立人 コスモシティ森林公園管理組合
本籍大阪府大阪市東淀川区上新庄3丁目14番、最後の住所大阪市東淀川区上新庄3丁目1番2-513号、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日令和6年3月27日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和48年12月2日、職業不明
被相続人 亡 梶谷 茂男
大阪市北区梅田1丁目12番12号 東京建物梅田ビル6F
相続財産清算人 弁護士 朝日 俊雅
催告期間満了日 令和8年6月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81070号
大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
申立人 岡田 良洋

本籍大阪府東大阪市立花町292番地2、最後の住所大阪府東大阪市立花町6番22号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年5月20日、出生の場所大阪府中河内郡大戸村、出生年月日昭和5年3月12日、職業無職
被相続人 亡 野口 照枝
大阪市中央区北浜2丁目1番5号 平和不動産北浜ビル4階
相続財産清算人 弁護士 谷川 直人
催告期間満了日 令和8年6月1日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70158号
兵庫県姫路市八代736番地武田テラスハウス7号室
申立人 村本 修一
本籍兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場968番地1、最後の住所兵庫県姫路市飾西728番地3夢前和楽園、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所大阪府東成郡中本町、出生年月日大正14年1月26日、職業無職
被相続人 亡 森田シズ子
事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 千葉 真嗣
催告期間満了日 令和8年5月8日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第1180号
和歌山市三番丁77番地
申立人 弥勒多加志
本籍和歌山県和歌山市小松原6丁目5番地、最後の住所和歌山市新堀東2丁目2番2号 ほっと生活館しんぼり、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和7年6月18日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和23年4月9日、職業無職
被相続人 亡 極田 豊
事務所和歌山市三番丁77番地 弥勒司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 弥勒多加志
催告期間満了日 令和8年5月29日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第293号
千葉県船橋市北本町2丁目38番1-409号
申立人 山本 律子
本籍島根県邑智郡川本町大字多田80番地、最後の住所島根県邑智郡川本町大字因原570番地1特別養護老人ホームやすらぎ荘、死亡の

場所島根県邑智郡川本町、死亡年月日令和6年6月27日、出生の場所朝鮮釜山府榮町、出生年月日昭和8年10月18日、職業無職
被相続人 亡 岡田 芳子
島根県邑智郡川本町大字川本559番地28
相続財産清算人 司法書士 香取 亜希
催告期間満了日 令和8年5月8日
松江家庭裁判所川本出張所

令和7年(家)第315号
広島県広島市安佐南区相田1丁目16番16-1205号
申立人 谷川 昭
本籍島根県邑智郡川本町大字因原684番地、最後の住所島根県邑智郡川本町大字因原426番地1、死亡の場所島根県邑智郡川本町、死亡年月日平成22年5月10日、出生の場所島根県邑智郡川本町、出生年月日昭和19年3月3日、職業無職
被相続人 亡 表 美知枝
島根県邑智郡川本町大字川本559番地28
相続財産清算人 司法書士 香取 亜希
催告期間満了日 令和8年5月8日
松江家庭裁判所川本出張所

令和7年(家)第30195号
広島県広島市安芸区矢野町3051-2
申立人 木村 薫
本籍岡山県玉野市宇野4丁目111番地、最後の住所岡山県岡山市南区植松481番地5、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和5年10月末頃、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和39年1月1日、職業無職
被相続人 亡 船石 昌志
事務所岡山市北区弓之町8-17
相続財産清算人 弁護士 種田 蘭子
催告期間満了日 令和8年5月7日
岡山家庭裁判所

令和7年(家)第5100号
岡山市北区南方3丁目5番25号
申立人 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク
本籍岡山県笠岡市大島中2342番地、最後の住所岡山県笠岡市笠岡2092番地、死亡の場所岡山県笠岡市、死亡年月日令和7年2月23日、出生の場所岡山県浅口郡金光町、出生年月日昭和33年2月26日、職業無職
被相続人 亡 淩野 昭世
岡山市北区蕃山町3-7 両備蕃山町ビル8階岡山ひかり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺山 倫代
催告期間満了日 令和8年4月30日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第30302号
 広島市安佐南区祇園6丁目1番34-3号
 申立人 石樵 美子
 本籍福岡市西区姪の浜3丁目2985番地、最後の住所広島市安佐南区東原3丁目23番20-306号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日令和7年2月23日、出生の場所大阪市住吉区、出生年月日昭和37年10月22日、職業無職
 被相続人 亡 宮佐美淳子
 事務所広島市中区東白島町19番3号第2イノウエビル加藤・山本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山本 英雄
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 広島家庭裁判所

令和7年(家)第327号
 香川県高松市牟礼町牟礼286番地20号
 申立人 高畠 晃代
 本籍香川県高松市西の丸町2番地23、最後の住所香川県高松市春日町1734番地19、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年5月1日頃から10日頃までの間、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和30年8月25日、職業不明
 被相続人 亡 櫻原 宏紀
 香川県高松市磨屋町3-1 合田不動産磨屋町ビル4階 碧海総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 富家佐也加
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 高松家庭裁判所

令和7年(家)第40329号
 札幌市厚別区大谷地東4丁目3番10号
 申立人 エクセルシオール大谷地Ⅱ管理組合管理者 山下吏佳子
 本籍北海道札幌市中央区北10条西16丁目36番地、最後の住所札幌市厚別区大谷地東4丁目3番10-801号、死亡の場所北海道札幌市厚別区、死亡年月日推定令和5年3月21日から31までの間、出生の場所北海道帯広市、出生年月日昭和40年8月23日、職業不明
 被相続人 亡 村田 竜一
 事務所札幌市中央区南2条西10丁目1番地4第2サントービル4階藤田・荒木・村本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 吉崎 佑紀
 催告期間満了日 令和8年5月25日
 札幌家庭裁判所

令和7年(家)第30025号
 宮城県角田市尾山字上日向1番地3
 申立人 菅原 浩一
 本籍宮城県角田市尾山字上日向43番地、最後の住所宮城県角田市島田字御蔵林59番地はぐくみ学園、死亡の場所宮城県角田市、死亡年月日令和6年5月29日、出生の場所宮城県角田市、出生年月日昭和30年4月6日、職業無職
 被相続人 亡 秋葉多伎子
 事務所仙台市若林区連坊1丁目10番19号
 相続財産清算人 千葉恵理子
 催告期間満了日 令和8年5月29日
 仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第30047号
 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
 申立人 市川市
 本籍千葉県市川市入船6番、最後の住所千葉県市川市湊新田1丁目6番11-301号 ポルテール行徳、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和5年10月19日、出生の場所佐賀県杵島郡北方町、出生年月日昭和25年12月20日、職業不明
 被相続人 亡 服部 良介
 事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
 催告期間満了日 令和8年5月29日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第1003号
 函館市中道2丁目1番20号森越・兼平法律事務所
 申立人 兼平 史
 本籍北海道函館市中道2丁目15番、最後の住所函館市中島町36番16号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和26年9月20日、職業商店経営
 被相続人 亡 竹中 武富
 函館市中道2丁目1番20号
 相続財産清算人 兼平 史
 催告期間満了日 令和8年5月8日
 函館家庭裁判所

令和7年(家)第80406号
 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
 申立人 株式会社三井住友銀行
 本籍埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目366番地17、最後の住所埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目44番地14、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所埼玉県秩父郡秩父町、出生年月日昭和15年12月11日、職業会社役員
 被相続人 亡 高橋昭二郎
 事務所埼玉県さいたま市浦和区東仲町25-29
 太陽堂ビル4階 浦和東口法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 関口 和正
 催告期間満了日 令和8年5月13日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第5073号
 福井市大手3丁目10番1号
 申立人 福井市
 本籍福井県福井市中野町15号30番地、最後の住所福井県福井市中野町15号30番地、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日推定令和6年11月5日、出生の場所福井県足羽郡麻生津村、出生年月日昭和31年2月2日、職業無職
 被相続人 亡 竹内美津子
 福井市大手2丁目20番12号 大手ビル3階
 井花法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 井花 正伸
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 福井家庭裁判所

令和7年(家)第30199号
 千葉県松戸市西馬橋1丁目26番地の27
 申立人 行政書士法人イマジンフィールズ
 本籍千葉県船橋市本町4丁目1476番地、最後の住所千葉県船橋市菜円台1丁目7番8号 コーポ池田102号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年4月13日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和37年3月23日、職業無職
 被相続人 亡 松井 順子
 事務所千葉県市川市南八幡4丁目5番20号エムワイビル5A アライズ総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 隆文
 催告期間満了日 令和8年5月26日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第7094号
 長野県中野市江部1368-2
 申立人 篠田 謙

本籍長野県下高井郡山ノ内町大字佐野475番地、最後の住所長野県下高井郡山ノ内町大字佐野475番地、死亡の場所長野県下高井郡山ノ内町、死亡年月日推定令和7年5月21日から6月10日までの間、出生の場所長野県下高井郡山ノ内町、出生年月日昭和39年7月24日、職業不詳
 被相続人 亡 宮崎ゆかり
 長野市大字長野門町1096番地弁護士法人中山法律事務所
 相続財産清算人 中山 耕平
 催告期間満了日 令和8年5月10日
 長野家庭裁判所

令和7年(家)第30143号
 静岡市清水区東坂2丁目342番地の7
 申立人 瀧 啓子
 静岡市駿河区聖一色66番地の5
 申立人 澤瀬 精治
 静岡市駿河区曲金4丁目8番1-303号
 申立人 吉川 良子
 本籍静岡県静岡市葵区駒形通5丁目5番、最後の住所静岡市駿河区豊原町2番5-2号、死亡の場所静岡県静岡市駿河区、死亡年月日令和7年3月7日、出生の場所静岡県小笠郡佐倉村、出生年月日昭和21年10月1日、職業無職
 被相続人 亡 清水 弘子
 静岡市駿河区八幡2丁目4番16号 伊伝八幡ビル2階 静岡富士法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 蒲生 武幸
 催告期間満了日 令和8年5月18日
 静岡家庭裁判所

令和7年(家)第7545号
 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階
 申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子
 本籍名古屋市中村区角割町3丁目15番地2、最後の住所名古屋市中村区角割町3丁目15番地の2、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和5年5月4日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和15年9月17日、職業不明
 被相続人 亡 岡庭 武行
 事務所名古屋市中村区名駅3丁目21番7号
 名古屋三交ビル5階 弁護士法人小山・古澤早瀬
 相続財産清算人 弁護士 福手 雅人
 催告期間満了日 令和8年5月18日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7547号
 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中
 村区役所等複合庁舎4階
 申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道
 子
 本籍名古屋市港区佐野町3丁目45番地、最後
 の住所名古屋市港区佐野町3丁目45番地、死
 亡の場所名古屋市港区、死亡年月日令和3年
 11月8日、出生の場所大阪府三島郡味舌村、
 出生年月日昭和21年7月23日、職業不詳
 被相続人 亡 小野寺四郎
 事務所名古屋市東区筒井3丁目26番10号 リ
 ム、ファーストビル6階C号室 さわらび法
 律事務所
 相続財産清算人 弁護士 横井 志貴
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7577号
 愛知県海部郡蟹江町大字須成字六白1316番地
 申立人 奥田商事株式会社
 本籍名古屋市南区鶴里町3丁目24番地5、最
 後の住所名古屋市天白区原5丁目2101番地平
 針南住宅3棟104号、死亡の場所名古屋市天
 白区、死亡年月日令和7年2月21日、出生的
 場所名古屋市中村区、出生年月日昭和28年1
 月17日、職業不明
 被相続人 亡 小池由紀夫
 事務所名古屋市中区丸の内3丁目14番32号
 丸の内三丁目ビル3階 弁護士法人佐藤・眞
 下法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 花井 将希
 催告期間満了日 令和8年5月18日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第3064号
 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺391番地4セ
 ントラルビル2階
 申立人 小野 慶
 本籍滋賀県近江八幡市池田本町343番地、最
 後の住所滋賀県近江八幡市池田本町343番地、
 死亡の場所滋賀県東近江市、死亡年月日令和
 6年1月29日、出生の場所滋賀県蒲生郡桐原
 村、出生年月日昭和21年10月13日、職業不明
 被相続人 亡 浅野 一巳
 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺391番地4セ
 ントラルビル2階
 相続財産清算人 司法書士 小野 慶
 催告期間満了日 令和8年5月28日
 大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第1611号
 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
 申立人 京都信用保証協会
 代表者理事 山内 修一
 本籍京都府向日市鶴冠井町御屋敷21番地25、
 最後の住所京都府向日市鶴冠井町御屋敷21番
 地の25、死亡の場所京都府向日市、死亡年月
 日令和6年7月4日、出生の場所京都府北桑
 田郡宮島村、出生年月日昭和28年8月23日、
 職業会社役員
 被相続人 亡 上田 宏
 事務所京都市上京区寺町通丸太町上ル 洛陽
 法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 斎藤 浩幸
 催告期間満了日 令和8年5月7日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第80953号
 大阪府池田市緑丘2丁目4番110—401号アル
 ビス緑丘
 申立人 倉本 道子
 本籍大阪府寝屋川市萱島本町20番、最後の住
 所大阪府寝屋川市萱島本町20番17号、死亡の
 場所大阪府大阪市福島区、死亡年月日令和6
 年8月2日、出生の場所大阪府大阪市都島区、
 出生年月日昭和17年11月25日、職業無職
 被相続人 亡 櫻下 裕文
 大阪市北区堂島2丁目1番31号 京阪堂島ビル3階
 相続財産清算人 弁護士 嶋田 俊介
 催告期間満了日 令和8年6月1日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81075号
 大阪府八尾市萱振町2丁目21番地
 申立人 川畑 晃一
 本籍大阪府東大阪市高井田本通2丁目13番地
 2、最後の住所大阪府八尾市萱振町2丁目3
 番地、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日
 令和7年3月18日、出生の場所大阪府大阪市
 港区、出生年月日昭和27年10月20日、職業無
 職
 被相続人 亡 坂野 隆康
 大阪市中央区北浜2丁目6番11号 北浜エク
 セルビル2階
 相続財産清算人 弁護士 寺崎瑛里子
 催告期間満了日 令和8年6月1日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第30031号
 岡山県新見市哲西町畠木129番地
 申立人 榊木日出美
 本籍広島県庄原市東城町粟田4393番地2、最
 後の住所広島県庄原市東城町川西1332番地
 5、死亡の場所広島県庄原市、死亡年月日令
 和7年7月23日、出生の場所広島県比婆郡田
 森村、出生年月日昭和22年1月3日、職業無
 職
 被相続人 亡 桑原 英一
 事務所広島県三次市三次町1245
 相続財産清算人 弁護士 中田 大介
 催告期間満了日 令和8年5月29日
 広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第4012号
 岩手県大船渡市日頃市町字下小通42番地2
 申立人 近江美津子
 本籍岩手県大船渡市日頃市町字中宿79番地
 1、最後の住所岩手県大船渡市日頃市町字舟
 野47番地、死亡の場所岩手県紫波郡矢巾町、
 死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所岩
 手県大船渡市、出生年月日昭和31年4月6日、
 職業不明
 被相続人 亡 佐藤 功
 岩手県陸前高田市高田町字館の沖303番地1
 アバッセたかた内 そらうみ法律事務所陸前
 高田事務所
 相続財産清算人 弁護士 富谷 耕作
 催告期間満了日 令和8年5月15日
 盛岡家庭裁判所大船渡出張所

令和7年(家)第9030号
 秋田市山王1丁目1番1号
 申立人 秋田市
 本籍秋田県秋田市牛島西1丁目7番、最後の
 住所秋田市新屋町字新町後262番地5、死亡
 の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和5年11
 月17日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月
 日昭和41年8月10日、職業自営業
 被相続人 亡 岸 英樹
 秋田市山王6丁目10番9号
 相続財産清算人 司法書士 吉澤 雅人
 催告期間満了日 令和8年4月30日
 秋田家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
 て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
 下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
 権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提
 出してください。もし下記権利を争う旨の申述の
 終期までに申述及び提出がない場合には、その無
 効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第2号

北海道美唄市字光珠内626番地16

申立人 株式会社サトー工建

代表者代表取締役 佐藤 貴廣

権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月26日

令和7年10月7日 滝川簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A F 15745

金額 805,658円

支払期日 令和7年8月25日

支払地 北海道滝川市

支払場所 株式会社北洋銀行滝川支店

振出日 令和7年6月25日

振出地 北海道滝川市流通団地3丁目7番31号

振出人 株式会社泰進建設 代表取締役 戸井
 宜夫

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
 があったので、不在者は、届出期間満了の日まで
 に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
 ないときは、失踪宣告を受けることになります。
 また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
 旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第4678号

東京都板橋区大谷口北町18番1号

申立人 原 政儀

本籍神戸市兵庫区東柳原町93番地の9、最後
 の住所不明

不在者 清水忠次郎

明治11年4月22日生

届出期間満了日 令和8年2月6日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第8865号
静岡県伊東市大原1丁目3番10号
申立人 中山 竜二
本籍静岡県伊東市大原1丁目3番、最後の住所東京都世田谷区大原2丁目14番9号
不在者 中山 忠明
昭和32年3月8日生
届出期間満了日 令和8年2月6日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第1872号
東京都台東区柳橋2丁目1番10-181号第2
東商センター1号館
申立人 武田 有正
本籍山形県山形市山家町2丁目337番地、最後の住所アメリカ合衆国 ウィントン州タコマアパートメント1 マッキンリー通り3315
不在者 武田 年代
昭和19年3月20日生
届出期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第6728号
埼玉県入間市下藤沢3丁目9番10号
申立人 大坪 勝幸
本籍佐賀県佐賀市大和町大字東山田1966番地、最後の住所不明
不在者 大坪 竹雄
大正15年6月3日生
届出期間満了日 令和8年2月6日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第1713号
東京都八王子市元本郷町4丁目20番10号
申立人 杉田 裕子
本籍東京都八王子市元本郷町4丁目483番地1、最後の住所東京都八王子市元本郷町4丁目20番10号
不在者 杉田英一郎
昭和46年10月7日生
届出期間満了日 令和8年2月6日
東京家庭裁判所立川支部

失踪宣告

令和7年(家)第1012号
本籍北海道美唄市字美唄1542番地、最後の住所北海道美唄市字美唄1542番地(落合町入初)55号
不在者 長谷川文子
昭和27年2月22日生
令和7年10月4日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所岩見沢支部裁判所書記官

令和6年(家)第110号
本籍山口県周南市大字富田1779番地1、最後の住所不明
不在者 下村 順子
昭和5年9月7日生
令和7年10月4日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所宇部支部裁判所書記官

令和6年(家)第111号
本籍山口県周南市大字富田1779番地1、最後の住所山口県宇部市居能町2丁目9番2号
不在者 下村 展子
昭和17年9月19日生
令和7年10月4日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所宇部支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第4号
北海道稚内市朝日2丁目2番6号
申立人 有限会社シンコー冷熱
代表者代表取締役 渡邊 建
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日
令和7年10月2日 札幌簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 M F 236708
金額 1,925,000円
支払期日 令和7年7月17日
支払地 札幌市
支払場所 株式会社三井住友銀行札幌支店
振出日 令和7年3月17日
振出地 札幌市北区
振出人 フシマン商事株式会社 代表取締役 森本 浩之
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第4号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

京都府舞鶴市字浜196番地
申立人 馬岡 恭子
権利の届出の終期 令和7年9月26日
令和7年9月30日 舞鶴簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 舞鶴市大字浜小字浜196番
宅地 204.95平方メートル
(2)登記年月日番号 京都地方法務局舞鶴支局明治35年5月7日受付第688号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 1番地上権移転
原因 明治34年12月31日売買
存続期間 明治33年5月29日より向満50年間
地代 1ヶ年1坪玄米1升より4升
支払期 每年12月25日
地上権者 京都上京区丸太町南入東竹屋町70番地
井上 静雄

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第220号
群馬県藤岡市藤岡1034番地11
債務者 有限会社ヤマギシプロセス
代表者代表取締役 山岸 賢
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横地 宏紀
4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時30分

前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第259号
神奈川県横須賀市米が浜通1丁目5番地Y Sビル603号室
債務者 シア・トランスポートジャパン株式会社
代表者代表取締役 石川 祐太

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太
4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第1657号
東京都稻城市平尾2丁目2番地の19プリオール平尾101号室
債務者 株式会社アールテック
代表者代表取締役 仙田 実
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒
4 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第530号
神奈川県足柄上郡開成町延沢1952番地4
債務者 株式会社ホープクリーンサービス
代表者代表取締役 角張 太一
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中根 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第580号
神奈川県厚木市中町4丁目14番6号パティオビル2階
債務者 株式会社明秀
代表者代表取締役 平島 明夫
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 和也
4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第209号

静岡県富士宮市大中里1487番地

債務者 株式会社三保石油

代表者代表取締役 竹内 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹川 英辰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第113号

佐賀県伊万里市松浦町中野原3376番地

債務者 中島工建有限会社

代表者代表取締役 中島一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 一穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時

佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第1776号

福岡市博多区博多駅南3-2-3

債務者 クリアライフ株式会社

代表者代表取締役 鍋岡 修平

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 管納 啓文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1778号

沖縄県那覇市若狭2丁目3番9号403号

債務者 株式会社リスタート

代表者代表取締役 鍋岡 修平

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 管納 啓文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1798号

福岡県筑紫野市大字山家4792番地1

債務者 有限会社大通

代表者取締役 堀口 勝昭

- 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 光史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時15分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第450号

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3001番地5

債務者 株式会社ウィルエステート

代表者代表取締役 岩下 和高

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 好史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前10時

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1407号

福岡県太宰府市国分1丁目19番34号

債務者 株式会社デンショウ

代表者代表取締役 村上 研作

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安部 健志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第4255号

大阪市中央区上汐1丁目4番10号

債務者 Humming Life株式会社

代表者代表取締役 堀江祐太郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蟹川 敦之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第371号

沖縄県那覇市泉崎1丁目3番19号泉崎レンガビル

債務者 株式会社S T A N D S

代表者代表取締役 石渡 大介

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲村こづ江
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時15分

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第86号

新潟県燕市小関699番地1

債務者 有限会社飯川金型製作所

代表者代表取締役 飯川 米光

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂西 哲昌
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第182号

岐阜県関市小瀬874番地3

債務者 一般社団法人しあわせ計画

代表者代表理事 傍島 修身

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 静之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時20分

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第235号

三重県桑名市陽だまりの丘8丁目1376番地

債務者 株式会社豊和丸

代表者代表取締役 勝山 泷加

- 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱谷 郁子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時30分

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第120号

茨城県日立市幸町3丁目4番20号

債務者 常陽寝装株式会社

特別代理人 佐久間友則

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 譲之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時40分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第4907号

大阪府八尾市宮町6丁目6番31号

債務者 有限会社近藤製作所

代表者取締役 近藤 正光

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中崎 正博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第516号

相模原市中央区横山3丁目31-1 淡路ビル

債務者 湯島エンタープライズ合同会社

代表者代表社員 坂元 正伸

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真木 康州
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時15分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第15号

愛媛県今治市東鳥生町1丁目5番40号

債務者 有限会社柿原商店

代表者代表取締役 柿原 英信

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村尾 卓哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前11時30分

松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第1763号

福岡市東区大岳3丁目5番7号

債務者 株式会社ジェイレックス

代表者代表取締役 内田順一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森山 善基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2119号	横浜市港北区日吉本町4丁目16番6号 債務者 有限会社和田表具店 代表者取締役 安藤 崇 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第653号	栃木県栃木市藤岡町甲84番地2 債務者 株式会社レクトワクス 代表者代表取締役 田口 亨 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最首 克也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時40分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第2331号	神奈川県鎌倉市台2丁目19番14号 債務者 有限会社和地鉄工所 代表者清算人 和地ヤエ子 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田鍋 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後3時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第337号	岐阜県関市住吉町25番地 債務者 株式会社やまだ 代表者代表取締役 山田 公平 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 達男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時 岐阜地方裁判所
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	

令和7年(フ)第92号	福岡県嘉麻市飯田396番地1 ミライステップI-F 債務者 上野 静香 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第531号	神奈川県足柄上郡開成町延沢1952番地4 債務者 角張 太一 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中根 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第239号	三重県四日市市東日野1丁目1-12 イーストビレッジB102、住民票上の住所三重県鈴鹿市郡山町663番地の1273 債務者 中島 利光 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 人見 公友 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第248号	三重県四日市市寺田2丁目14番15号 債務者 三林 航 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 仁美 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月26日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第129号	青森県弘前市大字稻田1丁目2番地12 債務者 工藤 友子 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山川 理宏 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第1297号	福岡市東区松島3丁目7番7-302号 アベニールKAI、前住所鹿児島県霧島市国分中央3丁目46番26-305号 債務者 山本 涼祐
令和7年(フ)第1608号	福岡市東区馬出2丁目20番6号 シティーホワイト203号 債務者 花山 健二 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 晴忠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1771号	福岡県宗像市宮田1丁目18番19-G号 債務者 ゆるしいろ新開晴美こと 木村 晴美 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡崎 康平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1672号	福岡県福津市中央6丁目1番1-601号 債務者 永野軽運送こと 永野 篤 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井 理絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1694号	福岡県福津市福間南2丁目11番23号 債務者 Dinging松五郎こと 松永 和博 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南正覚文枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1777号 福岡市城南区別府6丁目6番21-306号 ふ よう別府ハイツ、前住所福岡市城南区別府1 丁目14番5号 債務者 銚岡 修平 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 管納 啓文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生野 健朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月9日午前10時25分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	令和7年(フ)第96号 新潟県村上市八日市8番120号 債務者 竹内 裕 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 一洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月14日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第1645号 福岡市早良区有田5丁目13番24-202号 プ リモ・ソルジエンテ 債務者 福田 陽子(旧姓長山) 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舛谷 隆輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 健志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第754号 福岡市東区菅松新町3番23-802号 ネオ菅 松 債務者 豊田 晴希 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村岡 隼介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月18日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1784号 福岡市西区野方4丁目27番8号 債務者 鰻の成瀬福岡福津店こと 野田 健留 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本誠太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1553号 福岡市城南区田島5丁目20番30号 サンハイ ム 101号 債務者 安藤 優樹 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山西 信裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1799号 福岡県古賀市花見東4丁目11番7号 債務者 堀口 勝昭 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 光史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月9日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 考 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1679号 福岡市南区高宮3丁目10番9-306号 アー ベイン秋山、前住所福岡市中央区平和3丁目 3番20-202号 ディアス平尾 債務者 新井龍太郎 1 決定年月日時 令和7年10月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 恭輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月19日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1825号 福岡市博多区博多駅前4丁目30番17-301号 グランドステータス清川ビル 債務者 林田江利佳	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月17日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	

令和7年(フ)第1762号	福岡市早良区田村7丁目12番7-305号 シユペリュールⅡ 債務者 岡崎 了三
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 吉永 裕介	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11時	
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第748号	
福岡県遠賀郡水巻町伊左座2丁目12番11号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町中央台4丁目2番22号 GRAND 4 U 102号室	
債務者 矢部 太一	
1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松本 知佳	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前10時	
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第4177号	
大阪市東住吉区桑津1丁目12番9-505号	
債務者 濱田 奈美	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 榎本 優晃	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時40分	
5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4256号	
大阪市平野区流町1丁目6番78号 メゾンダイエイ 111号	
債務者 堀江祐太郎	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 蜷川 敦之	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時40分	
5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで	大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4482号	大阪府東大阪市瓢箪山町5番17号 エスボーワール瓢箪山 203号室 債務者 中辻 志哉
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 岩井 翼	
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで	宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第440号	
宮崎市霧島3丁目79番地 加賀ビル306号	
債務者 鴨林 正	
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 磯野 健介	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第4822号	
大阪市西区南堀江3丁目13番18号 ヴィティエメゾン成尾 702	
債務者 高山 秀樹	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 門林 俊夫	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時30分	
5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1094号	
仙台市太白区青山2丁目11番15号	
債務者 佐藤 吉秋	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 男澤 拓	
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで	仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第366号	
熊本市南区八分字町331番地 ヴィラクレストB203号、前住所宮崎市平和が丘西町10番地1	
債務者 池崎 剛史	
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 磯野 健介	
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで	宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第434号	
宮崎市清武町加納甲2364番地1 オアシス加納203号	
債務者 倉田 英之	
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時40分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 岩崎 伸一	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時40分	
5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4482号	
大阪府東大阪市瓢箪山町5番17号 エスボーワール瓢箪山 203号室 債務者 中辻 志哉	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 岩井 翼	
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで	宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第440号	
宮崎市霧島3丁目79番地 加賀ビル306号	
債務者 鴨林 正	
1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 磯野 健介	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第4012号	
大阪府豊中市向丘3丁目11番55-503号	
債務者 西田 貴行	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 石川 慧	
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第232号	
愛知県豊川市千両町下西の谷2番地 県営千両住宅8棟408号	
債務者 林 幸枝	
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第235号	
愛知県豊橋市花田町字越水106番地の3	
債務者 柳原 亜紀	
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第749号	
北九州市小倉北区赤坂1丁目7番46号(A205号)	
債務者 高橋 恒行	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第242号	愛知県豊橋市忠興1丁目3番地の16 債務者 ワークアズライフショップYAMAことワーズアズライフショップYAMAこと太田 彰吾
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第246号	
愛知県豊橋市石巻平野町字初坂30番地1 メゾン東海201号室 債務者 大西 康貴	
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第254号	
愛知県豊橋市北島町字北島145番地1 シャンテラヴィ北島EAST207、従前の住所愛知県豊橋市神ノ輪町47番地 クレシタ神ノ輪2D 債務者 村上 加奈	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第749号	
北九州市小倉北区赤坂1丁目7番46号(A205号)	
債務者 高橋 恒行	
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第750号 北九州市小倉北区赤坂1丁目7番46号(A205号) 債務者 高橋 悠子 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第353号 函館市松川町41番8-201号 債務者 小野 京子 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第7045号 東京都葛飾区東金町8丁目2-3 パールハイツA棟101 債務者 中村 充香 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第762号 北九州市小倉北区高坊1丁目11番3-401号、 前住所北九州市小倉北区板櫃町16番2-704号 債務者 中地 竜輔 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第133号 山形県西村郡朝日町大字送橋45番地 債務者 渡邊 朝香 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第7046号 東京都葛飾区立石8丁目34-9-503 債務者 山田 知枝 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第780号 北九州市八幡西区永犬丸4丁目15番7号 (102)、前住所北九州市八幡西区折尾4丁目31番25号(23号) 債務者 竹田 瑞樹 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第203号 山形市大字船町183番地1 債務者 矢口 唯 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第284号 北海道旭川市錦町16丁目2965番地の9 債務者 松井未来子 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第350号 北海道亀田郡七飯町字大沼町322番地3 シルバーハウス野畔の花 債務者 熊林 利平 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第715号 埼玉県狭山市広瀬1丁目30番11号 スターステージA106 債務者 須永 香 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第6964号 東京都品川区豊町3丁目6-4-102 債務者 池田美佐恵 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
	令和7年(フ)第716号 埼玉県日高市大字原宿242番地5 イトウマンション203 債務者 畑脇 祐花	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第7048号 東京都中野区鷺宮3丁目18-2-203 債務者 大井 由紀 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年(フ)第7050号 東京都杉並区上高井戸1丁目9-3-202 債務者 藤井 樹陽 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7103号
東京都品川区西大井6丁目11-5-102
債務者 大熊 弘之

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7106号
東京都世田谷区船橋4丁目23-7-201
債務者 竹隈 伊織
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7115号
東京都足立区西保木間4丁目1-1-102
債務者 平渡登志枝
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7116号
東京都足立区西保木間4丁目1-1-102
債務者 平渡 晶枝
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後2時

東京地方裁判所民事
令和7年(フ)第7139号
東京都大田区蒲田1丁目26-19-203
債務者 廣田 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7180号
東京都江東区亀戸3丁目36-13-410
債務者 清水 麻由
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第182号
東京都北区赤羽3丁目13-19-203
債務者 奥野 秀樹

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の実用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4361号

大阪府豊中市東豊中町2丁目8番53-310号
債務者 戸田 夏輝

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4368号
大阪府大東市深野3丁目7番6号
債務者 橋本美沙希

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月9日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4505号
大阪府東大阪市昭和町10番17号スリースター
マンション A1号室
債務者 山内 大樹
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4656号
大阪府枚方市津田駅前2丁目17番1-309号
債務者 安里 絵巳
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月9日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4671号
大阪市東住吉区駒川1丁目5番3号
債務者 西谷 彩
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月9日午後1時3分

令和7年(フ)第4882号
大阪市東淀川区南江口1丁目3番25-1307号
債務者 河野実佳子
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5479号
東京都北区王子5丁目23-14-104 ヴォーガコルテ王子神谷式番館
債務者 平良希里香
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月11日午後3時30分

分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5980号
東京都北区豊島3丁目7-20-101
債務者 唐牛 隆
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月11日午後3時30分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7101号
東京都新宿区北新宿4丁目16-7-103
債務者 福田 桂子
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
5 免責審尋期日 令和7年12月16日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7141号 東京都豊島区西池袋4丁目26-7-202 債務者 久保田しほ 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月16日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第36号 熊本県山鹿市鹿本町来民2320番地 鬼丸団地 17号室、前住所熊本県山鹿市山鹿343番地 債務者 馬場 歩美 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時30分 熊本地裁所山鹿支部破産係	東京都足立区新田1丁目14-24-103 債務者 田口 節子 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京都大田区萩中3丁目15-14-202 債務者 有賀 和美 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京都中野区本町3丁目21-13 パレオワイ ヤルイースト1-103 債務者 木村 友哉 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	東京都府津市鳥飼西3丁目7番6号 債務者 坪井なごみ 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分 東京地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第43号 熊本県山鹿市熊入町43番地2 債務者 衛藤 博 1 決定年月日時 令和7年10月14日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午前11時45分 熊本地裁所山鹿支部破産係	東京都葛飾区東立石4丁目10-2-101 債務者 大森 孝 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	大阪府摂津市鳥飼西3丁目7番6号 債務者 坪井なごみ 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	大阪市都島区東野田町1丁目18番7号 ミヤ コハイツ 203号、前住所大阪府富田林市久 野喜台1丁目8番604-103号 債務者 堀 隆彦 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	大阪市旭区清水2丁目10番18号 メゾン旭 303 債務者 板倉 祥子 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第7207号 東京都江戸川区鹿骨1丁目52-19 エストー ルII205 債務者 那須野亜衣 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京都荒川区東日暮里2丁目19-3-204 債務者 中村 正樹 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	大阪市西区九条1丁目20番14号 ハウス中島 4D 債務者 入川 欣央 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月11日午後3時30分 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第7140号 東京都足立区西伊興2丁目1-23-301 債務者 長濱 仁子 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月16日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第1133号 福岡市東区和白丘4丁目11番8号 破産者 川道 翔吾 1 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 2 一般調査期日 令和7年12月23日午前10時 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1327号 福岡県筑紫野市二日市北1丁目8番1号サンハイツみやた1F 破産者 株式会社B I L I N G 1 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 2 一般調査期日 令和7年12月17日午前11時30分 令和7年10月6日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第344号 熊本市中央区子飼本町1-22-1 A L I V I O 601、住民票上の住所熊本市南区田迎2丁目8番3号 破産者 坂口 雅臣 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 2 一般調査期日 令和7年12月10日午後1時30分 令和7年10月8日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第221号 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3001番地5 破産者 岩下 和高 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時 令和7年10月8日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1121号 福岡市博多区南本町1丁目4番2-601号 ロワールティアラ南福岡8 破産者 林工業こと 林 弘一 1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 2 一般調査期日 令和7年12月10日午後2時30分 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第10号 広島県三次市山家町412番地1 破産者 東山美智子 1 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 2 一般調査期日 令和8年1月16日午前11時45分 令和7年10月10日 広島地方裁判所三次支部
令和6年(フ)第832号 仙台市青葉区上愛子字蛇台原42番地の31 破産者 株式会社M P C 1 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで 2 一般調査期日 令和8年1月23日午後1時30分 令和7年10月14日 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第28号 福岡県飯塚市小正535番地1 桜ハイム壱番館201、前住所福岡県飯塚市小正538番地1 破産者 大西 邦昭 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午前10時30分 令和7年10月14日 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第741号 福岡市中央区平尾2丁目19番14-501号 平尾式番街ビル、前住所福岡市南区折立町7番7-303号 アトレ 破産者 尾上 展吾 1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 2 一般調査期日 令和7年12月19日午後1時45分 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1979号 大阪府枚方市招提南町2丁目16番5号 破産者 林 次男
1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後2時30分 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第443号 大阪市鶴見区諸口3-5-13ウエルフオート鶴見113、住民票上の住所岐阜県本巣郡北方町芝原東町2丁目16番地の1 破産者 大倉 康伸 1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで 2 一般調査期日 令和7年12月9日午前10時50分 令和7年10月10日 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第551号 福岡市博多区銀天町3丁目5番7号野中ビル2F 破産者 株式会社D D マシン西日本 1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午前11時 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第875号 福岡県春日市弥生1丁目33番地2 破産者 樋園 哲也 1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午前11時 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第426号 兵庫県西宮市神園町2番37-208号、前住所 大阪市北区天満2丁目1番16-1402号 破産者 高橋 亮平 1 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午前10時15分 令和7年10月9日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第1010号 札幌市南区藤野4条5丁目21番5号 破産者 大野 敬 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 2 一般調査期日 令和8年1月20日午前10時15分 令和7年10月10日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第236号 佐賀市大和町大字久池井1930番地2 グランディール大和102、前住所佐賀県神埼市神埼町鶴4099番地1 破産者 中園ヨシ子 1 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで 2 一般調査期日 令和8年1月15日午後1時30分 令和7年10月14日 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1285号 福岡県糟屋郡須恵町新原291-3-105、住民票上の住所福岡市中央区笹丘3丁目33番26-401号 南田島ビル 破産者 未永 光拡 1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 2 一般調査期日 令和8年1月9日午前10時 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第94号 新潟県長岡市台町1丁目7番38号 破産者 株式会社N I Z A 1 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで 2 一般調査期日 令和8年1月20日午前11時50分 令和7年10月14日 新潟地方裁判所長岡支部破産係 破産債権の特別調査期間
令和6年(フ)第2090号 福岡市城南区南片江6丁目8番13号 破産者 石井 孝幸 特別調査期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで 令和7年10月6日 福岡地方裁判所第4民事部 書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和6年(フ)第104号 宮崎県延岡市伊形町5253番地5 スカイラークC 102、前々住所宮崎県宮崎市吉村町大町甲1935番地13 Lavida es belle a Topacio 103号 破産者 生森 洋一 異議申述期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月14日 宮崎地方裁判所延岡支部 令和7年(フ)第3055号 大阪市浪速区難波中2丁目6-15-401号 破産者 株式会社スタジオマース 異議申述期間 令和7年12月9日まで 令和7年10月14日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3056号 大阪市住之江区安立3-4-21 安立コーポ302号、住民票上の住所大阪市浪速区幸町1丁目3番34-501号 破産者 林 秀子(旧姓岡本) 異議申述期間 令和7年12月9日まで 令和7年10月14日 大阪地方裁判所第6民事部 特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第3号 千葉県成田市飯仲45番地 清算株式会社 株式会社ガイア 代表清算人 吉田 薫 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 第1 通則 1 弁済の方法 本協定における弁済は、第2(協定債権の弁済及び免除)1(1)に規定のとおり実施しない。ただし、同2に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。 2 協定の実行等 清算株式会社は、第2(協定債権の弁済及び免除)1(1)に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。 3 解除条件 本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。 第2 協定債権の弁済及び免除 1 協定債権の弁済及び残額の免除 (1) 特別清算開始決定日現在の清算株式会社の資産から法人住民税(均等割)納付予定額を差し引くと残額が0円となるため、清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。 (2) 清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部(債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。)について、本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。
2 前項(2)に規定する債務の全額免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項(2)による債務の全額免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 以上 千葉地方裁判所佐倉支部 小規模個人再生による再生手続き開始
令和7年(再イ)第73号 埼玉県入間郡三芳町みよし台1番地1(407) 再生債務者 伊達 真一 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(再イ)第71号 栃木県宇都宮市インターパーク3丁目12番地3 ジラソーレ201 再生債務者 岡戸 和也 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(再イ)第92号 静岡市清水区本郷町10番25-904号 再生債務者 元田 龍矢 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月21日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第33号 滋賀県近江八幡市船木町1439番地9 再生債務者 神崎 和弘 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月20日まで 大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第67号 兵庫県尼崎市西昆陽2丁目33番35—3号 再生債務者 山本 将司	3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年11月25日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第88号 神戸市長田区西代通3丁目10番20号 再生債務者 中西 啓	3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 広島地方裁判所民事第4部
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで 神戸地方裁判所尼崎支部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年12月4日まで 長崎地方裁判所大村支部	1 決定年月日時 令和7年10月9日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで 熊本市北区龍田7丁目11番67号 エルゴラッソY101号
令和7年（再イ）第27号 山口県下関市後田町4丁目2番32号 再生債務者 岡本 修二	1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月21日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月3日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第30号 山口県下関市彦島江の浦町8丁目3番26号 再生債務者 原田 真穂	1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年11月25日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月3日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第259号 福岡県太宰府市吉松1丁目9番7号 再生債務者 井手田 茗	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年（再イ）第48号 沖縄県島尻郡南風原町字宮平509番地1 シャン・ド・フルール301 再生債務者 外間 義務	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第8号 広島市安佐北区可部3丁目42番19—604号 再生債務者 大久保真吾	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第105号 仙台市太白区八木山南4丁目2番地の19 再生債務者 佐々木 駿 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(再イ)第449号 大阪府守口市寺内町2丁目4番20-1104号 再生債務者 稲本 菜摘 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月21日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(再イ)第108号 仙台市太白区鈎取本町1丁目17番77号 パナハイツ松野203 再生債務者 藤岡 昭紀 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第468号 東京都八王子市子安町2-1-11-303 再生債務者 芝山 友実 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第13号 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作110番地1 再生債務者 日下 宏輝 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 仙台地方裁判所大河原支部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(再イ)第53号 川崎市川崎区藤崎3丁目10番4-1号 再生債務者 政氏 伊利 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第19号 茨城県日立市諒訪町4丁目5番10号 再生債務者 新川 智祥 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月25日まで 京都地方裁判所園部支部再生係	令和7年(再イ)第7号 京都府亀岡市南つじヶ丘桜台4丁目8番14号 再生債務者 田村鍼灸院こと 田村 幸三 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第406号 大阪府高槻市津之江町1丁目88番25号 再生債務者 藤本 征生 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 那覇地方裁判所民事第3部	
令和7年(再イ)第47号 埼玉県本庄市今井1030番地12 再生債務者 牧野 純也	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第449号 大阪府守口市寺内町2丁目4番20-1104号 再生債務者 稲本 菜摘 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月14日から令和7年11月21日まで 山口地方裁判所宇部支部

令和7年（再イ）第5号 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座433番地 キャッスルぎのざ306号室 再生債務者 新屋 洋樹 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月2日まで 福井地方裁判所敦賀支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月25日まで 松山地方裁判所宇和島支部	令和7年（再イ）第34号 川崎市宮前区小台2丁目20番地14 アトラス 宮前平 412 再生債務者 前田 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月30日まで 令和7年10月9日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第9号 沖縄県名護市宇伊差川890番地 再生債務者 久場川美香 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年11月28日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第4号 神奈川県横須賀市佐原4丁目4番10号 湘南 プライト・レジデンス205 再生債務者 大杉 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月30日まで 令和7年10月9日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第17号 山形市十日町2丁目3番1号 再生債務者 小山内幸広 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月9日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和7年（再イ）第11号 愛知県蒲郡市三谷町若宮156番地 再生債務者 小田 義哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月30日まで 令和7年10月9日 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年（再イ）第29号 石川県かほく市松浜八26番地57 再生債務者 西脇 大成 1 決定年月日時 令和7年10月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月9日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで 大津地方裁判所民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで 令和7年10月10日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第238号 東京都墨田区押上2-19-8-102 再生債務者 小林 祐貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月14日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第15号 福井県敦賀市萩野町539番地 再生債務者 吉田 大介	1 決定年月日時 令和7年10月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月29日まで 令和7年10月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第59号 東京都台東区台東3-9-1-403 再生債務者 松本 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月14日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第270号 東京都練馬区南大泉5-31-27-203 再生債務者 安部 将司 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月14日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第44号 栃木県宇都宮市鶴田町141番地3 再生債務者 一本堂宇都宮江曽島店こと 大澤 敏也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 4日まで 令和7年10月14日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第311号 大阪府門真市速見町5番11-307号 再生債務者 澤田 孝弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第148号 大阪府東大阪市大蓮南1丁目13番7号 再生債務者 諏訪 貞治 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 10日まで 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第288号 東京都足立区青井4-14-9-601 再生債務者 久保木聖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月14日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第17号 神奈川県平塚市西真土3丁目2番2-1号 再生債務者 ヴィルイエガスティー エマロエ ル ダザ 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 4日まで 令和7年10月14日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第358号 大阪府豊中市原田元町3丁目2番4-101号 再生債務者 西山 典孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第133号 札幌市中央区北10条西15丁目28番地106 札 幌桑園ミッドテラスステーションサイド1311 号 再生債務者 木下 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第41号 神奈川県横須賀市金谷1丁目9番20号 再生債務者 松尾 泰幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（再イ）第6号 沖縄県那覇市壺屋1丁目26番33号 オリーブ 壺屋301 再生債務者 比嘉 和代 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第1号 兵庫県美方郡香美町香住区一日市165番地 再生債務者 山本 純輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	令和7年（再イ）第162号 札幌市北区あいの里3条9丁目15番11号 再生債務者 大崎明日香 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第11号 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松20番地12 再生債務者 平野 信行 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 4日まで 令和7年10月14日 仙台地方裁判所大河原支部	令和7年（再イ）第19号 長野県松本市大字松原22番地13 コーポ須山 101 再生債務者 中辻 知弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第4号 兵庫県朝来市和田山町野村7番地10 再生債務者 細見 訓 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	令和7年（再イ）第17号 釧路市貝塚1丁目6番16号 再生債務者 高岡 浩介 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 釧路地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第27号 栃木県日光市大室849番地5 再生債務者 入江由起子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 4日まで 令和7年10月14日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第277号 大阪市住吉区我孫子東2丁目1番20-205号 再生債務者 阿古 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第20号 金沢市八日市5丁目118番地5 再生債務者 上出 美和 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 10日まで 令和7年10月14日 金沢地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第60号 埼玉県川越市宮元町70番地32 再生債務者 櫻井 匠 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第22号 静岡県富士市今泉2431番地の10 再生債務者 古橋 朗光 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第17号 滋賀県甲賀市水口町北脇1096番地8 再生債務者 速水 秀貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 11日まで 令和7年10月14日 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第9号 滋賀県長浜市八幡東町261番地1 フォーリ ストヴィレッジ2番館 203号室 再生債務者 阿河 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 14日まで 令和7年10月10日 大津地方裁判所長浜支部個人再生係 令和7年（再イ）第219号 福岡市博多区堅粕2丁目20番1-707号 ニュー堅粕住宅7棟 再生債務者 高田 光也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年10月7日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第2号 熊本県天草市本町下河内230番地2 再生債務者 前田 文博	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年10月14日 熊本地方裁判所天草支部 令和7年（再イ）第111号 福岡市東区箱崎5丁目11番7-1102号 のむ ら貝塚ガーデンシティ7番館 再生債務者 中島 伸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第163号 福岡市城南区七隈4丁目4番47-202号 ファインビラ城南 再生債務者 落合 愛美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第201号 福岡県福津市中央5丁目26-23ベルオロール 福津中央502号（住民票上の住所）福岡県嘉 麻市下白井1270番地17 再生債務者 末吉 美香 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年（再イ）第307号 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1042番地4 コートルミエール204号 再生債務者 藤田真由美	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第171号 福岡市博多区住吉3丁目8番30-927号 エ ンクレスト博多S T Y L E 再生債務者 藤田 広宣 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年（再イ）第35号 神戸市垂水区塙屋町6丁目6番20-202号（主 たる営業所の所在地）神戸市須磨区禅昌寺町 1丁目23-4 再生債務者 b. h i v e こと 藤本 繁幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第68号 岡山県瀬戸内市邑久町豊安711番地16 再生債務者 長谷井正志 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第170号 福岡県太宰府市梅ヶ丘1丁目4番2号 再生債務者 倉員 巧 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部
---	---	---

<p>令和7年(再イ)第198号 福岡市南区大橋2丁目10番20-702号 サン・ホーメスト大橋 再生債務者 保坂 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第6号 鹿児島県大島郡知名町大字知名1920番地2 再生債務者 宮山 勝志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月10日 鹿児島地方裁判所名瀬支部</p>	<p>令和7年(再イ)第8号 宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3005番地16 再生債務者 松元 雄二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月14日 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>小規模個人再生による再生計画取消 令和3年(再イ)第11号 大阪市平野区長吉長原東2丁目6番12-914号(認可決定時の住所 大阪府八尾市西弓削3丁目140番地) 再生債務者 吉富工業こと森本博輝こと 吉富博輝 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和3年5月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年10月10日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第221号 福岡市東区二又瀬12番2号 セントラルビル603号 再生債務者 清野 操 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第26号 徳島県徳島市春日1丁目4番61-7号 再生債務者 福長 幸希 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月11日まで 令和7年10月14日 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第12号 宮崎県都城市南横市町7095番地3都原ハイツ110 再生債務者 平尾 七穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月14日 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年(再イ)第160号 福岡市南区大橋2丁目12番1号 真海ビル502号 再生債務者 国実 潤 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年10月10日 福岡地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和6年(再イ)第62号 鹿児島市紫原5丁目17番4-3号 再生債務者 永野 孝文 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月10日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第13号 愛媛県西条市小松町南川甲115番地1 フレスコマンションⅢB201号 再生債務者 安藤 恵娘 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月14日 松山地方裁判所西条支部</p>	<p>令和7年(再イ)第68号 北九州市小倉北区砂津2丁目12番11-901号 再生債務者 中村英里子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月5日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年(再口)第2号 北海道旭川市永山4条24丁目1番11号 再生債務者 佐々木武良 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで 旭川地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第24号 鹿児島市平川町721番地1 再生債務者 芝野 智幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで 令和7年10月10日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第53号 福岡県遠賀郡水巻町古賀2丁目12番20号 再生債務者 ヘアメイクハウスハーベストこと林田慎太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第13号 広島県吳市焼山北3丁目30番15号 再生債務者 戎 宏樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで 令和7年10月10日 広島地方裁判所吳支部</p>	<p>令和7年(再口)第3号 広島県福山市新市町大字戸手2405番地3 再生債務者 石川 淳司 1 決定年月日時 令和7年10月14日前9時50分 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第1号

長野県諏訪市大字湖南6067番地7
再生債務者 笹岡 敏洋

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年11月4日まで
令和7年10月14日 長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(再口)第10001号

長崎県長崎市かき道5丁目3番10-1001号
再生債務者 白濱 隆次

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月8日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年11月4日まで
令和7年10月14日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再口)第3号

北九州市八幡西区永犬丸3丁目14番5号
(E-102)
再生債務者 中尾 真一

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年11月5日まで
令和7年10月14日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和7年(再口)第1号

香川県観音寺市瀬戸町1丁目7番26号
再生債務者 近藤 信寿

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年10月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月14日

高松地方裁判所観音寺支部

令和7年(再口)第3号

熊本県宇城市不知火町長崎1110番地10
再生債務者 海崎 有哉

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年10月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月14日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再口)第8号
埼玉県和光市新倉3丁目7番83号
再生債務者 川野 純也

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年10月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月10日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第2号
愛知県一宮市奥町字堤下一524番地3
再生債務者 山田 敦史

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年10月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3006号

東京都港区芝公園1丁目5番25号

申立人 港区長 清家 愛

住所・居所 不明

所有者 氏名不詳

届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月8日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 港区海岸三丁目2番地2

家屋番号 未登記

種類 居宅(現況)

構造 木造2階建て(現況)

床面積 1階 9.72平方メートル

2階 9.72平方メートル

(港区が保管している監察指導の記録による)

令和7年(チ)第3号

三重県松阪市殿町1340番地1

申立人 松阪市 代表者市長 竹上 真人

住所・居所 不明

所有者 不明

届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月8日 津地方裁判所松阪支部

(別紙) 物件目録

所在 松阪市飯南町粥見字出鹿2287番地1

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 48.85平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://www.kinsha.co.jp/news/>
令和7年10月1111日

東京都港区麻布台一丁目11番1号

(甲) 株式会社S H I F T
代表取締役 丹下 大

七番 京都市下京区室町通五条上る坂東屋町二六
(乙) 株式会社K I N S H A
代表取締役 坂田 晋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年1月21日

(乙) 掲載紙 六十九頁 (号外第四十一号)

令和7年10月1111日

東京都調布市仙川町二丁目五番地七
(甲) キュービータマコ株式会社

東京都調布市仙川町二丁目五番地七
(乙) 株式会社キューピーエッグワールドトレーイング

代表取締役 師岡 武浩

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年10月17日

(乙) 掲載紙 二頁
令和7年10月22日

東京都江東区福住二丁目二番九号
(甲) 株式会社松井グラフィックシステム
代表取締役 若尾 篤志

(乙) 株式会社J-FUN16
代表取締役 貝瀬 和人

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年4月4日

(乙) 掲載紙 二頁
令和7年10月22日

東京都千代田区一番町八番地住友不動産一
番町ビル八階
(甲) C h o r u s C a l A s i
株式会社

代表取締役 近藤 忠雄

東京都千代田区一番町八番地住友不動産一
番町ビル八階
(乙) I - A S I E I C O M
株式会社

代表取締役 近藤 忠雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百六十万円減少し百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

新潟県新潟市中央区関屋本村町一丁目一四
九番地四二 合同会社礼樂 代表社員 伊藤 雅美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

富山県下新川郡入善町上野一一四八八番地
四三 合同会社ファインプレイス 代表社員 長谷 将宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億七千九百九十七万三千九百三十四円、資本準備金の額を九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

日刊工業新聞 揭載頁 三頁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

令和七年十月二十二日

千葉県柏市柏の葉六丁目六番地二

三井リンクラボ柏の葉一一三〇四号 代表取締役 美濃輪 昇

当社は、令和七年十一月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもつて、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十二日

高砂エンジニアリング株式会社 代表取締役 松本 健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

令和七年十月二十二日

千葉県柏市柏の葉六丁目六番地二

イムノジエネテクス株式会社 代表取締役 伊那 薫

右被相続人は令和七年七月二十九日死亡し、その相続人は令和七年十月八日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月二十二日

長野県伊那市荒井三四六一番地

被相続人 亡 西納 薫 代表取締役 美濃輪 昇

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

長野県伊那市荒井三四六一番地

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

長野県伊那市荒井三四六一番地

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

令和七年十月二十二日

新潟市東区豊三丁目三番二四号

エーピーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 代表取締役 リチャード・クレアモント

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしました。

令和七年十月二十二日

大阪府大東市氷野三丁目一六番二五号

正義 代表取締役 岡田 正義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十二日

兵庫県高砂市神爪一丁目七番三号 高砂エンジニアリング株式会社 代表取締役 松本 健一

限定期認公告

本籍長野県伊那市荒井三四六一番地、最後の住所長野県伊那市荒井三四四八番地三

西納 薫 被相続人 亡

三井リンクラボ柏の葉一一三〇四号 代表取締役 美濃輪 昇

イムノジエネテクス株式会社 代表取締役 伊那 薫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十九日死亡し、その相続人は令和七年十月八日長野家庭裁判所伊那支部にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月二十二日

長野県伊那市荒井三四六一番地

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

長野県伊那市荒井三四六一番地

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

債権申出の公告 第二回

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金百億円減少する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金百億円減少する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

修行商店 合資会社修行商店 代表社員 修行 恵子

西納 慎司 代表取締役 美濃輪 昇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

令和七年十月二十二日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおり

です。

令和七年十月十五日 揭載紙 官報

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

申屋工業協同組合 伸屋工業協同組合

代表清算人 徳永 耕造 代表清算人 徳永 耕造